


部の概要		66人	
所属課と人員 (H26.4.1現在)	市長室、政策経営課(特命担当、資産活用担当、都営矢川北アパート建替担当を含む)、課税課、収納課(債権管理担当を含む)		

部の運営方針

地方自治法に定める自治体の目的は「住民の福祉の増進を図る」ことであり、「365日24時間安心・安全のまちづくり」を基本に政策経営部は市長のトップマネジメントを補佐してまいります。

特に、少子高齢化が進む中、今後の市政の方向として、高齢になっても、しょうがいがあっても安心して暮らし続けることのできるまちづくりを基本としつつ、子供への支援を充実させる必要があります。

政策経営部は、施策の全体調整、行財政運営の執行管理、市政を支える税を含めた財務や広報広聴、人権・平和・男女平等施策等を所掌し、上記の目的実現に向かって的確な行財政運営の確保を図ってまいります。また、平和・人権・環境・教育をあらゆる施策のベースとなる視点とし、各担当部が市政の諸課題に取り組むことができるよう、将来の市のビジョンを取りまとめるとともに、政策を支える財政基盤を強化する使命を担ってまいります。

平成26年度の重点項目				
	項目	具体的内容	達成状況(年度末振り返り)	達成度
1	政策調整とトップマネジメントの補佐	地方自治体としての国立市の目的は前述のとおりですが、自治体を取り巻く社会経済情勢は相当流動しています。その中で、諸課題に対して、市政全体としてのあるべき方向を見定めつつ、具体的に対応する政策調整に努めます。	達成状況を自ら評価することが難しい目標です。担当として至らぬ点多々ありましたが、引き続き多くの市民・関係団体及び市議会の皆様のご理解をいただくことが出来、平成27年度当初予算案など市長提案の重要案件を市議会ですべて可決いただいたことをもって、おおむね達成とさせていただきます。皆様のご協力とご理解にお礼を申し上げますとともに、各分野で職務に精励した職員にも感謝します。	B
2	基本構想・基本計画の策定(2か年事業)	我が国は、少子高齢化の進展や東日本大震災後の社会経済状況変化、変化する国際社会などに対応した、成熟社会への根本的な変革が求められています。 今後の国立市行政運営においても、これらの状況と無縁ではなく、あるべき地域社会に向けたまちづくりの指針である「基本構想」と、それに基づく「基本計画」策定(平成26・27年度の2か年事業)に着手いたします。	平成26年度は、市民参加により基本構想・基本計画の策定を進めてまいりました。 「市政世論調査」を実施するとともに、在住・在学の方の「学生懇談会」、各地域自治会長の方を中心とする「地域懇談会」、市内各団体・学校等の代表者の方のご参加による「団体懇談会」の開催により、国立市の課題と目指すべき方向についてご提案をいただきました。 また、無作為抽出の市民に参加いただいた「市民ワークショップ」でも、市の行政分野ごとのグループによる討議とご提言をいただきました。 これらの実施にあたり、各職場からの応募・推薦による中堅・若手の市職員が、インタビュワー・ファシリテーターとして取りまとめをサポートしました。市民と交流ができ、市職員の成長も図ることが出来たと考えています。	A
3	行財政改革の推進	今般の財政改革に対する市民の皆様、市議会の皆様のご理解・ご協力に加えて、国の金融緩和策の影響もあり、平成25年度の国立市財政は一定の改善がありました。 平成26年度は、前年度に策定した「財政健全化の取組み方針・実施細目」にのっとり、市財政健全化に向けた着実な取り組みをしてまいります。 具体的には、行政評価、公会計制度改革、ストックマネジメントの有機的な仕組みづくりや、事務事業第三者評価、財政健全化のルールづくりに取り組みます。	平成26年度決算においても、市民の皆様への納税のご協力等による市税の伸びや、平成25年度からの特別会計などの収支改善策の実施等の行革、さらに金融緩和と制度改正に伴う税連動交付金の増加の追い風もあり、2年間連続で赤字補てんの地方債借入をゼロにすることができました。 しかしながら、平成26年度に「財政健全化の取組み方針・実施細目」にのっとり新たに実施・積み上げをした健全化策は、前年度に比べ穏やかなものにとどまりました。 少子高齢社会に向かい、今後も、子育て支援・福祉関係予算の充実を図る必要があります。また老朽化が進む学校などの施設の改修・更新対応をはじめ財政需要が増えてまいります。市民が安心して快適に暮らすことのできるまちづくり、市民が誇ることのできるまちづくりを実現するため、さらに健全化を進め、財政基盤を強化する必要があります。 また、行政評価においては、初めて事務事業第三者評価を実施することが出来、公会計制度改革では、固定資産台帳整備に着手し、ストックマネジメントにおいては、庁内連携により、公共施設保全計画の策定に至りましたが、財政健全化のルールづくりについては、政策経営課内の素案の作成にとどまりました。	B

平成26年度の重点項目				
	項目	具体的内容	達成状況(年度末振り返り)	達成度
4	ストックマネジメントの検討と課題への取り組み	<p>平成24年度に決定した「公共施設三原則」を踏まえて、各施設の効果的・効率的なあり方や配置を全庁的に検討します。</p> <p>また、行政管理部と協力して施設保全計画策定に取り組むとともに、都営矢川北アパートの建て替え対応と併せて、URとの協力による富士見台地域の将来のまちづくりの研究に着手します。</p>	<p>政策経営課による市民アンケートの実施、建築営繕課による施設保全計画の策定は予定どおり行うことができました。</p> <p>また、ストックマネジメント事業推進のための庁内組織として、公共施設マネジメント検討委員会(と3つの検討部会を設置し、市全体で検討する体制を整えました。</p> <p>都営矢川北アパートに生じる空地の活用計画は、地域自治会・各保護者会など関係者のご意見を伺いながら11月に庁内検討会で素案をまとめ、12月議会でその内容を報告、また、パブリックコメントを実施し、広範なご意見をいただくことが出来ました。</p> <p>UR富士見台団地に関する取り組みは、都営矢川北アパートにおける市の取り組みやURの他団地の取り組みを自治会に報告し、URと国立富士見台団地自治会との継続的な情報交換を行いました。この取り組みは長期にわたり継続していくこととなります。</p>	A
5	適切な課税と徴収努力、市民サービスの向上	<p>市税は、国立市の歳入(収入)の過半を占め、また使途があらかじめ指定されない一般財源として、自治体の歳入の根幹となっています。</p> <p>適切な課税に努めるとともに、財源確保と税負担の公平性確保のため、多摩でトップクラス(平成22・23・24年度)となっている市税収納率の維持・向上を目指します。</p>	<p><適切な課税>平成26年度は、新たに固定資産税の登記済通知・測量図の電子データ化、償却資産税務署資料調査と対象の方への申告の勧めに努め、また固定資産評価替えに際し、都市計画事業予定地の評価にかかる補正率の見直し(細分化)を実施するなど、課税客体の把握と課税の適正化に努めました。</p> <p><市税収納率向上>市民の皆様のご理解とご協力により、平成25年度の市税収納率は、多摩26市のみならず、全国の市の中でも1位の結果となりました。平成26年度も前年度を上回る見込みです。</p>	A
6	市全体の債権の適正な管理	<p>市民間の公平性の確保と市の財産としての債権の保全のため、平成25年度に成立した債権管理条例に基づいて、引き続き、各債権所管課のサポートや債権の引き継ぎ、市全体の体制づくりの検討を進めます。</p>	<p>本年度4月に国立市債権管理条例が施行されました。債権所管課にヒアリングを行い、必要な事項について指導助言をしました。また、当課職員が各課職員を併任することにより、各課の債権の訪問催告に市債権係の職員が同行したり、電話催告をともに行うなどの協力を行いました。さらに、訪問催告によっても支払われていない債権について、法的回収を行うか否か所管課とともに検討し、一部の困難案件については引き継ぎを受け回収に取り組みました。</p> <p>全庁的な取り組みとしては、各債権担当課において力量の差があり、取り組みが弱いところもあるため、対応策を講ずる必要があります。そのため、債権回収の一元化に向けた庁内検討会を設置し、検討を開始し、研修会を実施しました。</p>	A
7	市政情報発信の充実	<p>市政や市民の福祉向上に資する情報の収集と積極的な発信に努めます。またプレスリリース等も有効活用し、市の魅力を内外に発信していきます。市報では、平成26年5月の紙面カラー化を機会に、より読みやすい魅力的な紙面作りを目指します。</p>	<p>市報は、読みやすさ追求のため、平成26年5月5日号から紙面のカラー化をするとともに、カラーを生かした紙面づくりに努めました。年間75件以上プレスリリースを行うことを目標(前年度目標50件)に対して、3月24日現在77件と達成しました。ホームページについては、平成26年(暦年)のページビュー数が、4,143,839件となり、対前年で+11.6%の増加となりました。その他、発信チャンネルの多角化として、引き続きツイッター及び公式LINEアカウントの活用をしました。</p>	B
8	男女平等・平和・人権施策の推進	<p>平成26年度は引き続き、DV被害者支援などの緊急課題対応のための庁内連携の体制整備を進めます。</p> <p>また、男女平等・人権については、市の各部門で事務を遂行するに当たり、職員としても認識を深めることが必要のため、市民への啓発とともに庁内への発信に努めます。</p> <p>平和施策については、国立市平和都市宣言の周知に努め、次世代へ平和への思いを伝えていく取り組みを実施します。</p>	<p>これら施策について、平成26年4月、政策経営部に「市長室」(課相当の組織)を新たに立ち上げ、充実に図りました。</p> <p>男女平等・人権施策のうち、第四次男女平等推進計画については、計画の最終年度を迎えるに当たり市民委員会を立ち上げ、次期計画の策定に向け、現在、計画の点検と評価を実施しています。DV被害者支援については、緊急課題対応のため、子育て支援課等との庁内連携により、スーパーバイザー研修実施と情報保護のための体制整備の検討をしました。</p> <p>人権オンブズマン創設への取り組みについては、平成26年12月に審議会設置条例を市議会に提案、可決に至り、平成27年度から制度づくりに大きく踏み出すこととなります。</p> <p>平和施策については、「ふつうの日になったのか原爆の日」などの既存事業とともに、新たに「くにたち原爆体験伝承者育成プロジェクト」や「東京大空襲講演会+展示」など、創意工夫により事業を立ち上げ、全国的にも注目をされる事業となっています。また、くにたち桜会と協働して実施している講和を学校に拡大するなど、全体として充実した内容になってきています。</p>	A